処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第9条の8第1項

処 分 の 概 要:教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書の交付禁止

原権者(委任先):徳島県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項~第3項(教習射撃場の指定等)、第9条の5第5項(射撃教習)、第9条の6(教習用備付け銃)、第9条の7第2項~第5項(教習用備付け銃の管理)、第9条の8第1項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条(教習射撃場の指定の解除)、第62条 (教習修了証明書の交付の禁止)

処 分 基 準:

法第9条の8第1項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、 当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難される べき程度等を考慮し、解除等の処分を量定する。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、教 習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並び にその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射 撃指導等の経験をいう。

問い合わせ先:徳島県警察本部生活安全企画課

(電話 代表 0 8 8 - 6 2 2 - 3 1 0 1)

備 考: